

タオル製造職種(タオル縫製作業)

作業の定義	<p>タオル織機等で製作されたタオル生地の耳(左右偏)をミシン等で縫製し、1枚毎に裁断を行い、1枚となったタオル生地のヘム(天地偏)をミシン等で縫製してタオル製品に仕上げる作業をいう。</p> <p>注 タオル縫製作業を行う場合、実習実施者は日本タオル工業組合連合会が設置する「タオル縫製技能人材協議会」に入会することが条件となる。入会にあたっては、以下の要件全てを満たす事業場として日本タオル工業組合連合会の確認(※1)を受けた事業場における作業でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働安全衛生法令を遵守している ②不適切な技能実習の実施による実習計画の取消し等の処分を受けていない また、技能実習2号移行時に、実習実施者が技能実習を適正に運用していることの確認として、「適正運用チェックシート」の提出を義務付ける。 <p>(※1)受入の際には、日本タオル工業組合連合会が発行した確認証が必要となる。</p>	
	第1号技能実習	第2号技能実習
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	<p>(1)タオル縫製作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①織物設計書の解読 ②耳巻き ③基本的なヘム縫製 ④縫製機械(ミシン)の点検 	
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(2)安全衛生業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検 ③タオル縫製場における整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣)の遵守 ④タオル縫製作業で使用する機械及び周辺安全確認 ⑤保護具着用と安全点検 ⑥安全装置使用等による安全遵守 ⑦労働安全衛生上の有害性防止 ⑧異常時の応急措置 ⑨針管理 <p>(1)関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タオル縫製品製作(バスローブ、タオルスタイル等) ②クリーニング <p>(2)周辺業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作業場内清掃 ②作業場内運搬 ③梱包 ④出荷 <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)</p> <p>上記必須業務(2)安全衛生業務に同じ</p>	
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	<p>(1)主材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ①タオル生地(天然繊維、化学繊維) ②タオル用編地及び不織布 ③縫糸(天然繊維、化学繊維) ④副資材(天然繊維、化学繊維) <p>(2)付属素材(必要に応じて使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①芯地(毛芯・麻芯・不織布芯地等) ②スレーキ ③ボタン ④ファスナ ⑤カラークロス ⑥パット ⑦テープ 	

使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>(1)機械、設備等(必要に応じて使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耳巻きミシン ②ヘム裁断機 ③本縫いミシン ④オーバーロックミシン ⑤ピコットミシン ⑥飾りミシン ⑦自動タオルヘム縫製機 ⑧検針機 <p>(2)器工具等(必要に応じて使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ラッパ ②ピンセット ③メジャー ④はさみ ⑤ドライバー
製品等の例(該当するものを選択すること。)	<ul style="list-style-type: none"> (1)タオルハンカチ (2)ウォッシュ(ゲスト)タオル (3)フェイスタオル (4)バスタオル (5)タオルケット (6)タオルシーツ (7)マフラー・タオル (8)バスマット (9)スポーツタオル
移行対象職種・作業とはならぬ業務例	上記の関連業務及び周辺業務のみの場合